

## 運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社 QOL サービスが開設するありがとうデイの家（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「認知症対応型通所介護従業者」という。）が、居宅において要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定認知症対応型通所介護の提供にあたっては、事業所の認知症対応型通所介護従業者は、利用者の心身の特性・居宅での生活状況等を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、活動、参加を促し、生活機能の維持・向上に努め、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

事業の実施にあたっては、関係市町、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス及び地域住民等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ①名称 認知症対応型通所介護 ありがとうデイの家
- ②所在地 福山市春日町浦上 1203 番地

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供できるように、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関と連携し必要な調整を行う。また、利用者の地域での暮らしを支えるため、地域の集まりに参加し、他の機関との連携において必要な役割を果たす。

- (3) 介護職員又は看護職員

介護職員又は看護職員 2名以上

介護職員・看護職員は、サービス提供に当たり、利用者の心身の状態等を的確に把握し、適切な介助を行う。

- (4) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するための機能訓練等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする(祝日も営業)
- ② 休業日 土曜日・日曜日、8月13日～15日、12月30日～1月3日
- ③ 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする
- ④ サービス提供時間 午前9時00分から午後4時30分までとする  
延長時間 あり(必要な場合午後4時30分から午後9時00分までとする) ※時間により延長加算あり

(指定認知症対応型通所介護の利用定員)

第6条 指定認知症対応型通所介護の利用定員は12人とする。

(指定認知症通所介護の内容)

第7条 指定認知症対応型通所介護の内容は次のとおりとする。

- ① 送迎
- ② 健康チェック
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 食事の提供
- ⑤ 入浴
- ⑥ アクティビティ活動

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。当該指定認知症対応型通所介護が法定代理受理事務サービスであるときは、その1～3割の額とする。

1. 食費 昼食代(おやつ代含む)実費徴収する
2. おむつ代 実費徴収する
3. 日常生活費 実費相当額(内訳/教養娯楽にかかる材料費等)を徴収する
4. サービス実施記録等の複写物の交付については、コピー代として1枚につき実費徴収する

(緊急時等における対応方法)

第9条 認知症対応型通所介護従業者は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条 認知症対応型通所介護は、虐待の発生またはその再発を防止するため、担当者を決め、対策を検討する委員会を定期的で開催し、虐待防止のための指針を整備する。事業所は、認知症対応型通所介護従業者に対して定期的な研修を実施する。

(通常の事業の実施地域)

第11条 事業所の通常の事業の実施地域は、福山市東部生活圏域(例;青葉台・曙町・伊勢丘・大門町全般・多治米町・手城町全般・坪生町・東陽台・奈良津町・春日町・春日台・引野町・日吉台・幕山台・南蔵王町・明神町等)とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

## 第12条

- 1 認知症対応型通所介護従業者は、利用者に対して認知症対応型通所介護従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 認知症対応型通所介護従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
  - ① 気分が悪くなったときは、認知症対応型通所介護従業者に速やかに申し出る。
  - ② 事業所の施設・設備については認知症対応型通所介護従業者の指示に従い適切に使用する。
  - ③ 他の利用者に迷惑をかけないようにする。
  - ④ 事業所の規則等を遵守する。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、年に2回避難・救出等訓練を行い、訓練の際は地域住民等との連携に努める。

(その他運営についての留意事項)

## 第14条

- 1 事業所は、認知症対応型通所介護従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
  - ① 採用時研修 採用後6ヵ月以内
  - ② 継続研修 年2回
- 2 認知症対応型通所介護従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 認知症対応型通所介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、認知症対応型通所介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、認知症対応型通所介護従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 QOL サービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 認知症対応型通所介護事業者は、適切な認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより認知症対応型通所介護従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- 6 認知症対応型通所介護事業者は、感染症や災害等が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の作成、年1回以上の研修、訓練を実施する。
- 7 認知症対応型通所介護事業者は、感染症の予防及びまん延を防止するための指針を整備し、対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回以上開催し、その結果を認知症対応型通所介護従業者に周知する。事業者は、認知症対応型通所介護従業者に対し、定期的な研修及び訓練を実施する。

## 附則

この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。平成 22 年 1 月 1 日に改変し施行する。  
平成 22 年 4 月 1 日に改変し施行する。平成 22 年 5 月 1 日に改変し施行する。  
平成 23 年 4 月 1 日に改変し施行する。平成 23 年 6 月 1 日に改変し施行する。  
平成 23 年 9 月 1 日に改変し施行する。平成 23 年 12 月 1 日に改変し施行する。  
平成 24 年 4 月 1 日に改変し施行する。平成 25 年 1 月 4 日に改変し施行する。  
平成 25 年 2 月 1 日に改変し施行する。平成 25 年 3 月 1 日に改変し施行する。  
平成 25 年 4 月 1 日に改変し施行する。平成 25 年 9 月 16 日に改変し施行する。  
平成 25 年 10 月 1 日に改変し施行する。平成 25 年 11 月 1 日に改変し施行する。  
平成 26 年 2 月 1 日に改変し施行する。平成 26 年 2 月 18 日に改変し施行する。  
平成 26 年 4 月 1 日に改変し施行する。平成 26 年 6 月 9 日に改変し施行する。  
平成 26 年 8 月 1 日に改変し施行する。平成 26 年 9 月 1 日に改変し施行する。  
平成 26 年 12 月 1 日に改変し施行する。平成 27 年 1 月 1 日に改変し施行する。  
平成 27 年 3 月 1 日に改変し施行する。平成 27 年 4 月 1 日に改変し施行する。  
平成 27 年 5 月 1 日に改変し施行する。平成 27 年 11 月 1 日に改変し施行する。  
平成 28 年 3 月 1 日に改変し施行する。平成 28 年 4 月 1 日に改変し施行する。  
平成 28 年 9 月 1 日に改変し施行する。平成 29 年 4 月 1 日に改変し施行する。  
平成 29 年 6 月 1 日に改変し施行する。平成 29 年 10 月 16 日に改変し施行する。  
平成 30 年 2 月 1 日に改変し施行する。平成 30 年 4 月 1 日に改変し施行する。  
平成 30 年 8 月 1 日に改変し施行する。平成 30 年 10 月 1 日に改変し施行する。  
平成 30 年 12 月 1 日に改変し施行する。平成 31 年 1 月 1 日に改変し施行する。  
平成 31 年 3 月 1 日に改変し施行する。平成 31 年 4 月 1 日に改変し施行する。  
令和元年 5 月 1 日に改変し施行する。令和元年 7 月 1 日に改変し施行する。  
令和元年 8 月 1 日に改変し施行する。令和元年 10 月 1 日に改変し施行する。  
令和 2 年 5 月 1 日に改変し施行する。令和 3 年 1 月 1 日に改変し施行する。  
令和 3 年 2 月 1 日に改変し施行する。令和 3 年 4 月 1 日に改変し施行する。  
令和 6 年 1 月 1 日に改変し施行する。